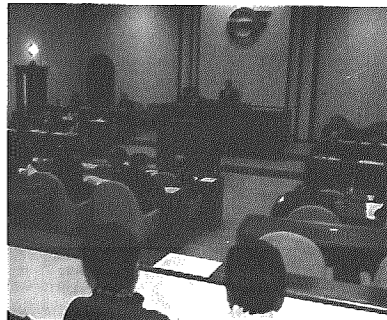


町議会  
12月  
定例会

住居表示実施案について審議  
市町村合併調査特別委員会設置

20世紀最後の議会となる横越町議会12月定例会が、12月13日から15日までの3日間の会期で開催されました。



初日には、町長による行政報告があった後、一般質問に7名の議員が立ち、減反対策や介護保険、子供・青年議会の開催、町政懇談会、生涯学習に関する基盤整備などについて、町長や担当課長に質問しました。続いて、平成12年度一般会計補正予算、住居表示の実施方法などの議案が可決。14日は各常任委員会で付託案件が審議され、最終日の15日には、議会内の委員会として市町村合併調査特別委員会の設置などについて決議され、閉会しました。

人権擁護委員交代

横越町人権擁護委員として活動されていた岩橋光御さん(川根町1丁目)が、12月1日をもって退任されました。

岩橋さんは、昭和41年1月1日から約34年間、人権擁護委員として尽力され、平成9年には勲五等瑞宝章を受章されました。大変ご苦労さまでした。



大竹真理子さん

岩橋さんの退任に伴い、大竹真理子さん(二本木4丁目)が、

12月1日付けで横越町人権擁護委員に委嘱されました。大竹さんは、平成9年1月から町の主任児童委員として活躍されており、人権擁護委員を兼任して活動しています。

確定申告だより

新潟税務署

所得税の確定申告は  
正しくお早めに

平成12年分の所得税の確定申告は、2月16日(金)から3月15日(木)までとなっています。申告期限間近になりますと申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早くお済ませください。

正しい申告を!

所得税は、自分の所得の状況を最も良く知っている皆さん自身が、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をされたら、



正しく申告しましょう

- ① 平成12年分の給与収入の合計が2千万円を超えるとき
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるとき
- ③ 給与の支払いを2か所以上から受けている場合で、年末

た申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%又は10%の加算税が課され、更に、延滞税も納めなければならぬこととなります。

確定申告をしなければならぬ場合

事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合などで、平成12年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超えるとき

(サラリーマンの場合)

- ① 平成12年分の給与収入の合計が2千万円を超えるとき
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるとき
- ③ 給与の支払いを2か所以上から受けている場合で、年末

おもな議案

■住居表示に関する法律第3条第1項の規定による本町における実施区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示の実施案については、今月号8〜9ページに掲載。平成12年度一般会計補正予算(第4号)

補正のおもなものは、町道57号線横断排水路改修工事1、000万円、県道路事業負担金436万円、IT講習事業費557万円、国営造成施設管理体整備促進事業負担金184万円、水稲防除薬剤費補助金95万円などを追加、古阿賀地区潜水防除事業負担金1、074万円、町道52・53号線道路改良設計委託料820万円、街なみ環境整備修景施設補助金300万円などを減額しました。

厚志ご感謝

㈱北都様より、町に10万円の寄付がありました。大変ありがとうございます。

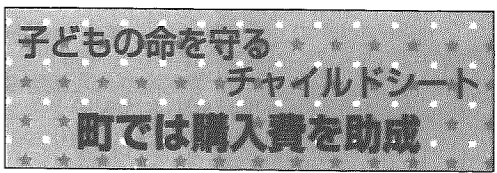
調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるとき

なお確定申告をする必要のないサラリーマンでも、マイホームをローンで取得したり、多額の医療費を支払った場合などには、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

確定申告は「自書申告」で

確定申告書を作成するため、確定申告書の用紙のほかに「所得税の確定申告の手引き」等が税務署に用意されていますので、これらによりご自分で確定申告書を作成することができます。

申告書はご自分で作成し郵送で



町では、チャイルドシートの普及を促進し、乳幼児の死傷事故の防止を図るため、チャイルドシートの購入費の補助制度を行っています。どうぞご利用ください。

横越町

チャイルドシート  
購入費補助制度

【補助対象者】

- ・町内に在住する就学前の乳幼児のために、運輸省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを平成12年1月1日以降に購入した町内在住の方
- ・対象者となる乳幼児一人につき一回限りです。

【補助額】

チャイルドシート購入価格の2分の1(100円未満の端数は、切り捨てた額)とし、1万円を限度とします。

【補助金交付の手続き】

補助金の交付を受けようとする方は、交付申請書を役場町民生活課に提出してください。

町は内容を審査し、決定・却下通知書を送付します。補助金の交付決定を受けた方は、次に掲げる書類を添付して、実績報告書を町民生活課に提出してください。

- (1) 領収書
- (2) 品質保証書の写し
- (3) チャイルドシートの製造元、品名が確認できる書類

【補助金交付の時期】  
実績報告書の提出があった後に交付します。

【補助金支払い方法】

金融機関等の口座振込です。

《交付申請書の記入項目》

- ・申請者の住所、氏名(印鑑が必要)
- ・購入品目、購入年月日、購入額、補助金交付申請額
- ・チャイルドシートを必要とする乳幼児の氏名、生年月日、住所
- ・口座振込のための金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人
- ・領収書をご持参ください。

◆問い合わせ・申請先  
町民生活課

申告会場

- プラーカ3特設会場  
(新潟駅南口プラーカ3 二階) 下図参照

所得税の確定申告の相談  
(譲渡所得のある人や贈与税の申告を除く)

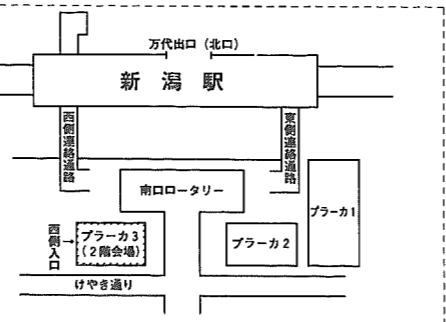
- 2月1日(木)〜3月15日(木)  
午前9時〜11時
- 午後1時〜3時30分
- ※ 2月15日までは還付申告のみ受け付けています。

◎新潟税務署 四階会場

所得税の確定申告の相談

- 2月16日(金)〜3月15日(木)  
午前9時〜11時
- 午後1時〜4時

※ 両会場とも土曜日・日曜日・休日は除きます。正午から午後1時までは、昼休み時間です。ご協力をお願いします。



※昨年まで開設していた八千代特設会場は本年は開設しませんのでご注意ください。なお、プラーカ3特設会場には無料駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。また、ご来場の際は西側入口の階段又はエレベーターをご利用ください。

個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は正しくお早めに

個人事業者の方の平成12年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、平成13年4月2日(月)までとなっています。